

## 兵庫県加東こども家庭センター 心理判定員（産休・育休代替職員）の募集について

産休・育休代替職員とは、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

職員の産休期間中（約4か月間）は臨時の任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。

### 1 勤務地

兵庫県加東こども家庭センター  
加東市下滝野1269-2  
電話：0795-27-8250

### 2 業務内容

児童相談の心理検査及び心理治療  
知的障害及び発達障害に関する相談  
被虐待児への対応 等

### 3 募集人員

1名

### 4 勤務日・勤務時間

月～金の5日間、週38時間45分（1日あたり7時間45分）

### 5 受験資格・必要な資格等

- (1) 大学等において心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 任用の日に兵庫県加東こども家庭センターに勤務可能な方
- (3) 次の地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心

神耗弱を理由とするもの以外)

- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方
- (6) 自動車の運転が可能な方

## 6 選考方法

- (1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

- (2) 日 時

申込受付者に別途ご連絡します。

※ 面接試験は、応募書類による審査を通過した方に実施します。

- (3) 場 所

兵庫県加東こども家庭センター

〒679-0212 加東市下滝野 1269 - 2

※ 勤務地に同じ

## 7 申込先及び申込方法

所定の応募書類（写真貼付）を、下記まで持参又は郵送で提出してください。

兵庫県加東こども家庭センター 高橋あて（住所同上）

## 8 合格発表

郵送もしくは電話にて結果を通知します。

## 9 任用期間

- (1) 臨時の任用職員

令和 7 年 6 月 22 日からの約 4 か月間

- (2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 か月）。

なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

## 10 報酬

- (1) 月額給与（給料＋地域手当）

235,526 円 ~ 269,456 円

（給与月額 225,600 円 ~ 258,100 円、地域手当 9,926 円 ~ 11,356 円 [4.4%]）

※ 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、  
給与改定によって給与月額が変わることがあります。

※ 給与月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また給与月額の個別照会には応じられませんのでご了

承ください。

## (2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 紹与改定によって手当額等が変わることがあります。

## 11 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き継ぎ更新された場合、繰り越されます）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

## 12 その他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。